

# 子ども・子育て支援新制度について

令和元年6月

内閣府子ども・子育て本部

# 保育の必要性の認定について①

## 1. 概要

- 子ども子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。
- 保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」(保護者の就労、疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)について、国が基準を設定。

## 2. 「事由」について

- 給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

### 新制度施行前の「保育に欠ける」事由

- 以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること
  - ① 昼間労働することを常態としていること(就労)
  - ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)
  - ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)
  - ④ 同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)
  - ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(災害復旧)
  - ⑥ 前各号に類する状態にあること。(その他)

### 新制度における「保育の必要性」の事由

- 以下のいずれかの事由に該当すること
  - ※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能
  - ① 就労
    - ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)
  - ② 妊娠、出産
  - ③ 保護者の疾病、障害
  - ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
    - ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
  - ⑤ 災害復旧
  - ⑥ 求職活動・起業準備を含む
  - ⑦ 就学・職業訓練校等における職業訓練を含む
  - ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
  - ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
  - ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

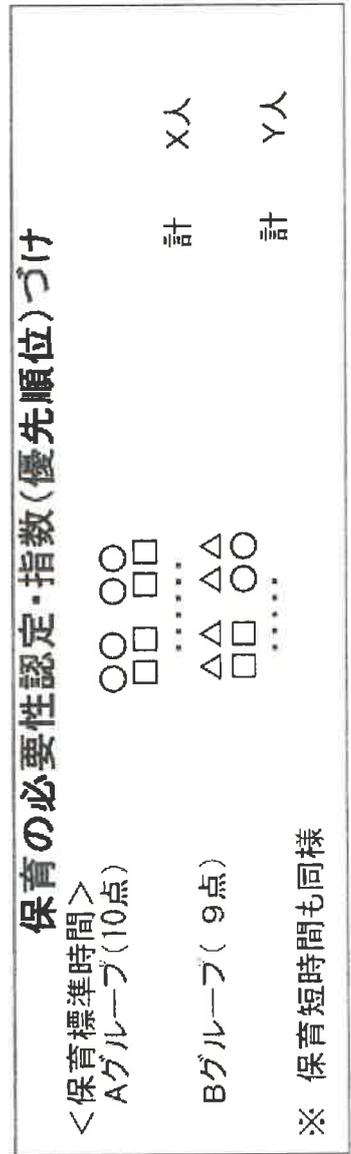
# 保育の必要性の認定について③

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、従前の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用

- ### ②区分(保育必要量)
- 1 保育標準時間
  - 2 保育短時間

- ### ③優先利用
- 1 ひとり親家庭
  - 2 生活保護世帯
  - 3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
  - 4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
  - 5 子どもが障害を有する場合
  - 6 育児休業明け
  - 7 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合
  - 8 小規模保育事業などの卒園児童
  - 9 その他市町村が定める事由

- ### ①事由
- 1 就労
  - 2 妊娠・出産
  - 3 保護者の疾病・障害
  - 4 同居親族等の介護・看護
  - 5 災害復旧
  - 6 求職活動
  - 7 就学
  - 8 虐待やDVのおそれがあること
  - 9 育児休業取得時に、既に保育を利用していること
  - 10 その他市町村が定める事由



## 四日市市保育の実施に関する条例

昭和 62 年 3 月 31 日 条例第 17 号

(保育の実施基準)

第 2 条 保育の実施は、法第 6 条第 1 項に規定する小学校就学前子ども(以下「小学校就学前子ども」という。)の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、小学校就学前子どもが家庭において必要な保育を受けることが困難と認められる場合に行うものとする。

- (1) 1 月において、市長が別に定める時間以上労働することを常態とすること。
- (2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (4) 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (6) 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。
- (7) 次のいずれかに該当すること。

ア 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。

イ 職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)第 15 条の 7 第 3 項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第 27 条第 1 項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成 23 年法律第 47 号)第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

(8) 次のいずれかに該当すること。

ア 児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)第 2 条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。

イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)第 1 条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること(アに該当する場合を除く。)

(9) **育児休業をすすめる場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業(以下この号において「特定教育・保育施設等」という。)を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。**

(10) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市長が認める事由に該当すること。

(一部改正 [平成 26 年条例 21 号・27 年 45 号])

## 保護者が育児休業を取得した際の在園児の入所継続を実施している理由について

岐阜市	<p>保育環境が変化することにより、<b>子どもにも悪影響を及ぶ</b>ことを避けるため。</p> <p>(参考)本市の育児休業取得時の継続入所の要件は、育休取得時に、おおむね6か月以上同じ保育所等を利用しており、子ども自身の発達のために継続した保育が必要と認められる場合としている。</p>
一宮市	<p>平成27年に子ども・子育て支援新制度がスタートし、その中で「<b>保育要件として保育の必要があるケース</b>」に育児休業中であることが明記されたため、3歳児未満であっても入所継続できるようにしている。</p>
鈴鹿市	<p>育休中に在園児を退園させることについては、現在入園している園の友達と離れてしまふ、別の園に移ることで環境が変わってしまうなど、<b>子どもにとっての負担や環境変化の問題</b>があることや、一旦退園してしまふと<b>再入園する際に同じ園に入園できるとは限らない</b>こと、そもそも定員超過で保育園自体に入園できなくなる可能性があることなどが保護者等からも指摘されていたため、それを解消するため、1年未満に職場復帰するという前提で入所継続を行っている。</p>
津市	<p>育休退園による生活環境の変化が<b>こどもの発達上好ましくない</b>と判断したため、入所継続を行っている。</p>
伊勢市	<p>育休を取得すれば保育園に通っているこどもも家庭保育可能であるという考え方は理解するが、退園させてしまふと、今ままで保育園の中で友達との人間関係や、集団生活から急に離れてしまふことになるため、<b>こどもの健全な発達を阻害してしまふことも懸念される</b>。また、退園させると<b>保護者の職場復帰後に、同じ園に通える保証もない</b>ため、入所継続を行うことによって<b>保護者の精神的な負担を軽減</b>させる意味合いもある。</p>